



## 除雪



- 除雪路線や除雪体制などは今までどおりです。
- 出勤の基準となる積雪量は、合併時(平成17年1月1日)から上越市の基準に統一し、車道10cm以上、歩道20cm以上となります。

## ごみ・資源物

- ごみと資源物の分別方法は13分別とし、収集回数は燃やせるごみが週3回、資源物が週2回となります。合併時が冬季であることや十分な住民説明の期間が必要なことなどを考慮し、平成17年4月から実施します。
- 現在、有料の指定ごみ袋で収集を行っている町村では、今までどおりその指定ごみ袋を使います。
- 合併後3年をめどに、全市の有料化に向けて取り組むものとし、有料化に当たっては、新制度を創設し適用します。

上越市の  
ごみと資源物の  
分別方法

- 燃やせるごみ
- 生ごみ
- 缶 ● ビン ● ペットボトル
- 新聞紙 ● 雑誌類 ● 段ボール
- 乾電池 ● 蛍光灯 ● 紙製容器包装
- プラスチック製容器包装
- 燃やせないごみ

※一部の地域では、生ごみは分別していません。

## バス



- バスは、平成17年9月までは各市町村が合併前に作成する交通計画に基づき運行されます。
- 平成17年10月以降については、合併後、新たな交通計画を作成し決定します。

## 消防・防災

- 町村の消防団は上越市消防団に統合し、団員は上越市消防団員として引き続き各地域で活動に当たります。
- 上越地域消防事務組合は、合併後の上越市と新井市・妙高高原町・妙高村(平成17年4月の合併後は妙高市)で組織を維持し、今までどおり消防業務を行います。
- 防災行政無線は、現在の設備をいかながら一体的な連絡体制を整備します。
- 避難場所は今までどおりです。

## 税金



### 個人市民税

- 税率は全国统一ですので合併によって変わることはありません。

### 固定資産税

- 税率は、平成17年度の課税分から上越市の税率に統一し、課税標準額の1.4%となります。

● 市税の納期は合併時から上越市の制度に統一します。  
(個人市民税、固定資産税は平成17年度課税分から)

### 都市計画税

- 上越都市計画区域に属する大潟町、頸城村の市街化区域は平成17年度の課税分から新たに課税します。
- 新たに課税される区域の税率は、平成17年度から平成19年度は0.04%、平成20年度は0.08%、平成21年度は0.12%とし、平成22年度(平成22年4月)から上越市の税率に統一し、課税標準額の0.2%とする激変緩和措置を講じます。

### 法人市民税

- 法人税割の税率は、合併時(平成17年1月1日)から上越市の税率に統一し、14.7%となります。
- 均等割は変更ありません。

125cc以下の原動機付自転車と  
小型特殊自動車について

- 合併時以降に登録されるものは、ナンバープレートの表記が「上越市」となります。なお、合併前に交付を受けているものはそのまま使用できます。
- 登録や廃車などの手続は、本庁と支所のどちらでも行うことができます。

### 軽自動車税

- 税額は全国统一ですので合併によって変わることはありません。

## 各種相談

- 日常生活にかかる弁護士・司法書士相談、消費生活相談、女性相談は、合併時(平成17年1月1日)から上越市の制度に統一します。各町村にお住まいの方も、合併後は、上越市が実施している様々な相談制度を利用できるようになります。